

社会福祉法人育栄会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育栄会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

- 2 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- 3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。
- 4 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- 5 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。

(役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 この法人は、それぞれの役員等の勤務形態に応じ、職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員 報酬
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 この法人の全役員の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 評議員には、定款第8条の規定に基づき、年間の総額が10万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員に対する報酬については、評議員会が別表1により一人当たりの報酬支給額の上限額を定め、各常勤理事の具体的な報酬支給額は理事会で、各常勤監事の具体的な報酬支給額は評議員会で決定する。
- 4 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 5 非常勤理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

6 非常勤監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

7 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報酬（日額）
理事会出席報酬等	3,000円

8 評議員及び監事が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報酬（日額）
評議員会出席報酬等	3,000円

（出張旅費）

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により日当及び交通費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第6条 施設の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

（支給の方法）

第7条 役員等の報酬は、通貨をもって本人に支給する。

2 常勤役員の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

3 非常勤役員及び評議員の報酬は、出席の都度支払う。

4 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（公表）

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

附 則

この規程は、令和元年6月20日より適用する。

別表1

役 職 名	報 酬 上 限 額	備 考
常 勤 理 事 (年額)	2,300,000円以内	通勤手当はこれに含まれる。 賞与、退職手当は支給しない。
常 勤 監 事 (年額)	2,300,000円以内	

別表2

名 称	報 酬	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 (日額)	4時間未満 3,000円	職員との兼務 がない場合
	4時間以上 5,000円	
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 (日額)	4時間未満 3,000円	
	4時間以上 5,000円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 (日額)	4時間未満 3,000円	
	4時間以上 5,000円	